

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

県警署大規模改修工事

○監査公表五件

福島県監査委員

監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。
平成20年3月18日

- 1 監査実施期間 平成19年11月12日～平成20年1月18日
福島県監査委員 小松山 善 継
福島県監査委員 加 藤 雅 美
福島県監査委員 高 野 高 純 夫
福島県監査委員 高 野 宏 之
- 2 監査対象機関 本庁2箇所及び公所6箇所
- 3 監査の結果
監査は、平成19会計年度に施工する建築工事及び当該建築物に附帯する設備工事について実施した。

対象機関及び工事名	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
警察本部 いわき中央警察署大規模改修工事	平成19年12月20日	加藤 雅美 高野 宏之	書面監査	平成19年8月1日

警察本部 会津若松警察署大規模改修工事	平成19年11月12日	小松山 善継	音高	純夫	書面監査	平成19年10月18日
いわき中央警察署 いわき中央警察署好間駐在所改築工事	平成19年12月20日	加藤 雅美	高野	宏之	書面監査	平成19年6月15日 平成19年11月21日
須賀川高等学校 須賀川高校大規模改築内部2期工事	平成19年12月20日	小松山 善継	音高	純夫	書面監査	平成19年5月24日 平成19年11月9日
梁川高等学校 梁川高校大規模改築内部1期工事	平成19年12月21日	加藤 雅美	高野	宏之	実地監査	平成19年8月30日 平成19年12月13日
喜多方工業高等学校 喜多方工業高等学校(第2棟)耐震改修工事	平成19年11月12日	加藤 雅美	高野	宏之	書面監査	平成19年7月6日 平成19年11月2日
小名浜港湾建設事務所 港湾環境整備工事(倉庫改修)	平成20年1月18日	小松山 善継	音高	純夫	実地監査	平成19年9月7日 平成20年1月11日
県北建設事務所 県営住宅全面改善(蓬萊15号棟)工事	平成19年12月20日	小松山 善継	音高	純夫	書面監査	平成19年12月5日

○ 指導事項としたものは下記のとおりである。

- 対象工事名：いわき中央警察署大規模改修工事
- ・ 建築工事において、鉄筋及び鉄骨のスクラッタが発生した場合には、スクラッタを除去をライナスで計上すべきところをグラスで計上したため、過大積算となつ

ている。
 ・照明器具設置及び分電盤設置工事の歩掛りの採用を誤り、過大及び過少積算となっている。
 なっている。

(警察本部：実施年月日 平成19年12月20日)

対象工事名：梁川高校大規模改造内内部1期工事

・工事の設計単価が県の土木・建築関係事業単価表に掲載されていない場合には、特殊な場合を除き単価決定資料の採用順位は、①物価資料、②見積書の順とされているが、一般的な学校用曲面黒板の単価を物価資料によらず、割高な見積書で決定したため過大積算となっている。

(梁川高等学校：実施年月日 平成19年12月21日)

対象工事名：喜多方工業高校(第2棟)耐震改修工事

・耐震改修工事において、耐震ブレース(鉄骨枠付き筋交い)の四隅の無収縮モルタルを重複して計上したため、過大積算となっている。

(喜多方工業高等学校：実施年月日 平成19年11月12日)

○ 検討事項としたものは下記のとおりである。

対象工事名：喜多方工業高校(第2棟)耐震改修工事

・耐震ブレースにカバーを設けることについて検討を求めた。
 ・耐震ブレースの上下両面に、集成材のブレースカバーを設置する設計となっているが、安全面や清掃の容易さを考慮してもブレースカバーが必要かどうか検討を要する。

(喜多方工業高等学校：実施年月日 平成19年11月12日)

対象工事名：港湾環境整備工事(倉庫改修)

・倉庫の改修設計内容に検討を求めた。

①トイレルの排気を中間ファンとダクトを用いて妻側壁上部から行うこととしているが、ダクトの延長距離が長く効果的な設計となっていない。②休憩スペースに設置する固定の木製ベンチは檜を使用する設計となっているが、使用勝手を考慮しても高価な檜にする必要性に乏しい。③和式トイレルの便器を床面から30cm高い位置に設置する設計となっているが、極力段差の解消を図るべきである。

(小名浜港湾建設事務所：実施年月日平成20年1月18日)

対象工事名：県営住宅全面改善(蓬萊15号棟)工事

・外壁改修の使用材料に検討を求めた。
 ・外壁改修にコンクリートの中性化防止剤を使用する設計となっているが、築後32年を経過した現在において、ほとんど中性化が進行していないことから、中性化防止剤の必要性について検討を要する。

(県北建設事務所：実施年月日平成19年12月20日)

上記以外の監査対象機関の対象工事の執行は、適正と認められた。

監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定により、行政監査を執行した結果は、次のとおりであります。
 平成20年3月18日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加藤 雅 美
 福島県監査委員 菅 高 純 夫
 福島県監査委員 高野 宏 之

第1 行政監査の概要

1 行政監査のテーマ

1) 監査テーマ
 県の庁舎内に事務局を置く任意団体について
 (注) 県の庁舎とは、県本庁舎、県合同庁舎、県立学校、警察署等の県有の建物(施設)をいう。

2) 選定理由

本県では、平成18年3月に策定した「うつくしま行政改革大綱」に基づき、公社等外部団体及び第三セクターの見直しやその実行・進行政管理を進めているが、県の庁舎内に事務局を置く任意団体については、その全容が明らかにされていない。

このため、これらの任意団体の実態を明らかにするとともに、県の人的、財政的支援等が適切になされているか等について監査を行い、県の行政改革の推進に資する。

2 監査の着眼点及びその主な検証事項

着 眼 点	主 な 検 証 事 項
1) 任意団体への県の支援等の状況について	<ul style="list-style-type: none"> 任意団体に対する人的支援は適切であるか 県費支出に係る事務等は適切であるか 諸規程の整備及び団体運営等は適切であるか 県と任意団体との事務区分は明確であるか
2) 任意団体への今後の支援等のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> 県の任意団体に対する支援等のあり方について見直し検討が行われているか 社会経済情勢等の変化を踏まえた今後の方向性はどうか

3 監査の対象

1) 監査対象機関(監査対象団体)
 行政監査の実施に先立って行った調査で報告のあった県の庁舎内に事務局を置

任意団体523団体の中から、監査対象団体として60団体を選定し、その団体を所管する所属を監査対象機関とした。

2) 選定理由

県の人的、財政的支援等の状況、団体の設立経過年数、決算規模等を考慮し、監査対象が特定の執行機関等や同種の団体に偏在しないよう全体的な調整を図りながら選定した。

4 監査の実施方法

- 1) 対象年度：平成18年度
- 2) 実施期間：平成19年4月から平成20年3月まで
- 3) 監査の方法

監査対象機関から提出された調書等に基づき実施された事務局職員による調査結果を踏まえ、監査委員の書面による監査を実施した。

なお、監査対象団体に対する関係人調査は、事務局職員による調査に併せて実施した。

第2 県に事務局を置く団体の概要

平成19年度行政監査の実施に先立ち、県の庁舎内に事務局を置く任意団体の組織や運営の実態を把握するため、県の全ての執行機関等を対象に事前に調査を行った。この調査において、県の執行機関等から報告のあった団体の概要は、次のとおりである。

1 県の執行機関等別団体の状況

県の執行機関等から報告のあった団体数は523団体で、うち本庁が60団体、出先機関等が463団体である。これらの団体は、官民一体となって取り組むためのもの、国等への要望活動を行うためのもの、県の事務事業を支援するためのもの等その設立目的は様々である。

執行機関等別には、教育委員会が240団体で最も多く、次いで警察本部が116団体となっており、その多くが、教育委員会においては県立学校のPTA、同窓会や文化体育等後援会、警察本部においては警察署の交通安全協会や地区防犯協会連合会である。この結果、教育委員会と警察本部が併せて356団体となり、全体の2/3以上を占めている。

表1 県の執行機関等別団体の状況

(単位：団体)

区分	本庁	出先機関等	合計
知事部局	55	110	165
知事直轄	2		2
総務部	0	21	21

企画調整部	8	0	8
生活環境部	11	0	11
保健福祉部	3	47	50
商工労働部	6	8	14
農林水産部	9	32	41
土木部	16	2	18
企業局	1	0	1
議会事務局	1		1
教育委員会	3	237	240
警察本部	0	116	116
合計	60	463	523

2 設立後の経過年数別の状況

設立後の経過年数別の団体数は、設立後10年以上30年未満が233団体と最も多く、次いで30年以上50年未満が165団体、50年以上経過しているのも59団体に上っている。特に、設立後50年以上経過している団体は、教育委員会や警察本部の関連団体に多く、これらはPTA、文化体育等後援会及び同窓会や地区防犯協会連合会等である。

このように設立後10年以上経過している団体が457団体で全体の87.4%を占めることから、ひとたび団体が設立されると、その後、比較的長期にわたり存続・活動していることが見て取れる。

なお、経過年数が不明な12団体は、設立年次が古く、設立に関する資料が残っていないために不明と報告されたものである。

表2 設立後の経過年数別の状況

区分	団体数				不明
	10年未満	10年以上30年未満	30年以上50年未満	50年以上	
区					

知事部局	165	31	91	37	5	1
知事直轄	2	0	1	1	0	0
総務部	21	1	14	6	0	0
企画調整部	8	1	6	0	1	0
生活環境部	11	1	6	4	0	0
保健福祉部	50	16	23	9	1	1
商工労働部	14	4	9	1	0	0
農林水産部	41	6	21	12	2	0
土木部	18	2	11	4	1	0
企業局	1	0	1	0	0	0
議会事務局	1	0	1	0	0	0
教育委員会	240	17	92	86	35	10
警察本部	116	6	48	42	19	1
合計	523	54	233	165	59	12

3 県職員の団体役員等への就任状況

団体の会長、理事長、理事、監事等の役員等に就任している特別職を含む県職員は1,066人で、全体の約6割に当たる309団体に就任している。このうち、県職員が1人就任している団体が128団体（41.4%）と最も多く、次いで2人就任している団体が62団体（20.1%）、5人以上就任している団体も48団体となっている。特に、PTAのように県職員（教員等）も構成員として多数参加する場合や団体の活動が横断的に県の複数の部署に関係する場合に、多数の県職員が就任している。

なお、県職員が役員等に就任している団体の平均就任者数は3.4人である。

表3 県職員の団体役員等への就任状況

区分	団体数	うち県職員 就任団体数	役員 等数	うち 県職員数	—団体当たりの県職員の就任者数				
					1人	2人	3人	4人	5人以上
知事部局	165	78	2,803	208	41	14	10	3	10
知事直轄	2	1	25	3	0	0	1	0	0
総務部	21	7	598	18	3	2	0	1	1
企画調整部	8	7	155	29	0	2	3	0	2
生活環境部	11	9	339	30	4	1	2	1	1
保健福祉部	50	20	920	37	16	1	1	1	1
商工労働部	14	8	184	21	4	3	0	0	1
農林水産部	41	9	356	24	6	2	0	0	1
土木部	18	17	226	46	8	3	3	0	3
企業局	1	1	4	1	1	0	0	0	0
議会事務局	1	0	12	0	0	0	0	0	0
教育委員会	240	185	5,126	774	65	38	29	15	38
警察本部	116	45	4,511	83	21	10	14	0	0
合計	523	309	12,456	1,066	128	62	53	18	48

4 県職員の団体事務への従事状況

団体の事務に従事する県職員は1,293人で、全体の約2/3にあたる358団体でその事務に従事している。

また、県職員が1人従事している団体が96団体（26.8%）で最も多く、次いで5人以上従事している団体95団体（26.5%）となっている。

なお、県職員が事務に従事している団体の平均従事者数は3.6人である。

表4 県職員の団体事務への従事状況

区 分	団体数	うち県職員 従事団体数	職員数	うち 県職員数	一団体当たりの県職員の従事者数				
					1人	2人	3人	4人	5人以上
知事部局	165	140	588	478	45	20	22	19	34
知事直轄	2	2	14	13	0	0	0	1	1
総務部	21	21	76	76	3	4	2	5	7
企画調整部	8	8	65	64	0	0	0	0	8
生活環境部	11	11	66	53	0	1	2	2	6
保健福祉部	50	40	138	90	16	12	8	2	2
商工労働部	14	10	48	41	2	0	3	2	3
農林水産部	41	30	105	68	22	3	2	0	3
土木部	18	18	76	73	2	0	5	7	4
企業局	1	1	7	7	0	0	0	0	1
議会事務局	1	1	5	5	0	0	0	0	1
教育委員会	240	186	964	757	34	33	26	34	59
警察本部	116	30	234	46	17	10	3	0	0
合 計	523	358	1,798	1,293	96	63	51	53	95

5 平成18年度決算の規模別状況

平成18年度決算の規模別状況は、団体の支出決算額100万円以上500万円未満の団体が最も多く200団体(38.2%)で、次いで500万円以上1,000万円未満の94団体(18.0%)となっている。また、比較的財政規模の大きい1,000万円以上の団体が88団体(16.8%)にも上っている。なお、1団体当たりの平均支出決算額は4,775千円である。

表5 平成18年度決算の規模別状況

区分(支出決算額)	団体数
50万円未満	87
50万円以上100万円未満	54
100万円以上500万円未満	200
500万円以上1,000万円未満	94
1,000万円以上	88
合 計	523

第3 監査の結果と意見

1 監査対象団体の概要
事前の調査で報告のあった523団体の中から選定された監査対象団体(60団体)の概要は、次のとおりである。

- 1) 県の執行機関等別団体の状況
監査対象団体の執行機関等別の状況は表6のとおりで、本庁が31団体、出先機関等が29団体である。

表6 監査対象団体の執行機関等別の状況

(単位：団体)

区 分	本 庁	出先機関等	合 計
知事部局	28	19	47
知事直轄	1		1
総務部	0	3	3
企画調整部	6	0	6
生活環境部	8	0	8
保健福祉部	0	8	8

商工労働部	3	0	3
農林水産部	4	8	12
土木部	6	0	6
企業局	1	0	1
教育委員会	2	6	8
警察本部	0	4	4
合計	31	29	60

2) 設立後の経過年数別の状況

監査対象団体の設立後の経過年数別の団体数は表7のとおりで、10年未満が10団体、10年以上が50団体である。

表7 監査対象団体の設立後の経過年数別団体数

区分	団体数	経過年数別			
		10年未満	10年以上 30年未満	30年以上 50年未満	50年以上
知事部局	47	9	19	17	2
企業局	1	0	1	0	0
教育委員会	8	1	2	2	3
警察本部	4	0	1	2	1
合計	60	10	23	21	6

3) 県職員の団体役員等への就任状況

県職員の監査対象団体役員等への就任状況は表8のとおりで、うち役員等に就任している県職員は43団体に263人となっている。

表8 県職員の監査対象団体役員等への就任状況

区分	団体数	うち県職員 就任団体数	役員 等数	うち 県職員数	一団体当たりの県職員の就任者数				
					1人	2人	3人	4人	5人以上
知事部局	47	33	900	145	9	7	6	2	9
企業局	1	1	4	1	1	0	0	0	0
教育委員会	8	8	276	113	2	1	2	0	3
警察本部	4	1	111	4	0	0	0	1	0
合計	60	43	1,291	263	12	8	8	3	12

4) 県職員の団体事務への従事状況

県職員の監査対象団体事務への従事状況は表9のとおりで、うち団体事務に従事している県職員は、52団体に262人となっている。

表9 県職員の監査対象団体事務への従事状況

区分	団体数	うち専任 職員従事 団体数	うち県職 員従事団 体数	職員 数	うち専任 職員数	うち 県職員数	一団体当たりの県職員の従事者数				
							1人	2人	3人	4人	5人以上
知事部局	47	8	41	257	13	212	8	3	3	3	24
企業局	1	0	1	7	0	7	0	0	0	0	1
教育委員会	8	3	8	48	3	40	0	2	1	1	4
警察本部	4	3	2	10	6	3	1	1	0	0	0
合計	60	14	52	322	22	262	9	6	4	4	29

5) 平成18年度決算の規模別状況

監査対象団体の平成18年度決算額の規模別状況は、表10のとおりである。

表10 監査対象団体の平成18年度決算の規模別状況

区分 (支出決算額)	団 体 数
50万円未満	21
50万円以上100万円未満	4
100万円以上500万円未満	11
500万円以上1,000万円未満	12
1,000万円以上	12
合 計	60

2 団体に対する執務場所等の提供について

1) 行政財産の目的外使用許可等

団体が専任職員の執務場所や事務用備品の設置場所、あるいは所有車両の駐車場等として行政財産である県の庁舎や敷地等を使用する場合、団体は、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第238条の4第7項及び福島県公有財産規則(平成3年3月30日福島県規則第23号)第32条の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可(以下「使用許可」という。)を受ける必要がある。

また、使用許可を受けた団体は、福島県行政財産使用料条例(昭和39年4月1日福島県条例第23号)の規定に基づき、使用料を県に納入しなければならない。なお、使用目的が公用、公共用若しくは公益事業等の用に供する場合には、使用料の全部又は一部が免除されることがある。これらのことを踏まえて監査した結果及びそれに対する意見は、次のとおりである。

【結 果】

ア 使用許可の手続きの状況は表11のとおりである。専任職員の執務場所を確保するため使用許可を受ける必要がある団体は14団体で、うち使用許可を受けた団体は12団体である。残りの2団体は、使用許可を受けた他の団体の専任職員が兼務して団体事務を処理しているため、使用許可を受ける必要がないものと判断して、当該団体に係る使用許可の手続きを行っていない。

イ 団体の事務局を規約で別の場所に定めているにもかかわらず、事務局を担う県職員の便宜上、当該職員の職場を事実上の事務局としている。

ウ 使用許可を受けた12団体の使用目的は、全て専任職員の執務場所として使用するためのものであった。なお、このうち1団体については、団体が所有する車両を駐車・保管するため、敷地の使用許可を併せて受けている。

エ 使用許可を受けた12団体のうち9団体は、公益事業の用に供する場合に該当し、行政財産の使用料の全部が免除された。
表11 使用許可の手続きの状況 (単位：団体)

区 分	有	無	不要
行政財産の目的外使用許可手続き	12	2	46
使用許可を受けた団体の使用料免除の状況	9	3	

【意 見】

(改善を要する事項)

ア 団体の専任職員が複数の団体を兼務する場合であっても、それぞれの団体が使用許可を受ける必要があることから、県は、当該団体に対し使用許可の手続きを行うよう、指導すべきである。
(資料番号：35、58)

イ 県は、規約で定めている場所を事務局とするよう指導すべきである。なお、団体の全ての事務を県職員が行うために占有面積が発生せず、使用許可を受ける必要がない団体であっても、県は、県の庁舎内に事務局を置くことの是非を検討のうえ、適切に対処すべきである。
(資料番号：51)

2) 使用許可に伴う管理経費の負担

使用許可を受けた団体は、前述の使用料の他に、福島県公有財産規則第38条の規定により使用許可に係る行政財産に附帯する電気、ガス、水道等の設備の使用に必要な経費(以下「管理経費」という。)を負担しなければならない。なお、県立学校にPTAや学校教育関係団体の事務局を設置する場合には、管理経費の全部又は一部が軽減されることがある。これらのことを踏まえて監査した結果は、次のとおりである。

【結 果】

使用許可を受けた12団体のうち管理経費を負担している団体は10団体であり、他の2団体は県立学校に事務局を置くPTA等で、軽減措置により無償となっている。

表12 管理経費の負担状況

(単位：団体)

区 分	有	無
行政財産の目的外使用許可を受けた団体	12	
うち管理経費負担の状況	10	2

3) 県有物品の貸付け

団体が県有物品の貸付けを受ける場合には、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年4月1日福島県条例第22号）第7条及び福島県財務規則第156条の規定に基づき貸付けを受けることとされている。これらのごとを踏まえて監査した結果は、次のとおりである。

【結 果】

県有物品の貸付けを受けた団体は1団体で、机、椅子及びロッカーを無償で借り受けていた。なお、貸付けに係る手続きは、適正に行われていた。

表13 県有物品の貸付け状況

(単位：団体)

区 分	有	無
物品の貸付けを受けている団体	1	
うち貸付け手続きを行っている団体	1	0

3 団体に対する県の人的支援について

1) 県職員が団体の事務に従事する場合の基本的な取扱い

県職員が勤務時間内に他の団体の事務に従事するような行為は、公務員の基本的な義務の一つである職務に専念する義務（公務優先の原則）に抵触するものと認められることから、法律や条例に特別な定めがある場合に限り認められ、通常、職務命令か、職務専念義務の免除のいずれかの方法で許されている。

本県においては、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年福島県条例第11号）第2条の規定に該当するものとして、知事部局では福島県職員服務規程（昭和52年3月22日訓令第2号）や福島県職員服務規程運用方針（昭和52年3月24日52人第68号総務部長通知）、企業局では福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和44年4月1日福島県企業局管理規程第3号）、教育委員会では福島県教育庁等服務規程（平成15年3月28日教育委員会訓令第12号）及び福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和46年3月26日教育委員会規則第9号）、警察本部は福島県警察の処務に関する訓令（平成5年3月16日警察本部訓令第8号）（以下「服務規程等」という。）の中に、それぞれ他の団体の事務への従事の承認（以下「従事承認」という。）の手續きやその具体的な取扱いが定められている。

2) 県職員の団体の役員等への就任・従事状況

1) の基本的な取扱いを踏まえて、県職員の団体の役員等への就任・従事について監査した結果及びそれに対する意見は、次のとおりである。

【結 果】

ア 団体の役員等に就任している特別職を含む県職員は263人であるが、従事承

認の手續きを必要とする県職員は241人であり、そのうち従事承認を受けているのは124人で、従事承認の手續きを行わないで役員等に就任している者が全体の48.5%に当たる117人にも上っている。また、団体の事務に従事している県職員は262人であり、そのうち承認を得ているのは193人で、従事承認の手續きを行わないで事務に従事している者が69人（26.3%）となっている。

県の規則、訓令や規程上、団体の役員等に就任したり、その事務に従事する際には、従事承認の手續きを行う必要があるにもかかわらず、1/3を超える186人の県職員がその承認を受けていなかった。このうち、今回監査を行った警察本部関係の団体事務に従事する職員については、書類上、従事承認の手續きを確認できなかった。

表14 県職員の団体役員等への就任・従事状況

区 分	団体役員等に就任する県職員数	うち他団体事務への従事承認を必要とする者の数	うち他団体事務への従事手續きを行っていない者の数	団体事務に	
				従事する県職員数（全員が従事承認を必要とする。）	うち他団体事務への従事手續きを行っていない者の数
知事部局	145	124	78	212	51
知事直轄	3	2	0	8	0
総務部	13	13	10	13	5
企画調整部	27	18	12	52	0
生活環境部	28	23	17	44	24
保健福祉部	7	7	6	11	7
商工労働部	14	11	8	18	6
農林水産部	19	19	14	40	5
土木部	34	31	11	26	4
企業局	1	1	0	7	0

教育委員会	113	112	35	40	15
警察本部	4	4	4	3	3
合計	263	241	117	262	69

イ 平成18年度に団体に従事した県職員の年間総従事時間数(概数)は、48,896時間、従事している県職員一人当たり平均約93時間となっている。また、団体に当該団体に従事する県職員一人当たりの年間平均従事時間数をみると、県職員が従事している52団体のうち、10時間以上50時間未満の団体がほぼ1/3に当たる17団体、次いで100時間以上300時間未満の団体が14団体となっている。年間300時間以上の団体も6団体にも上り、最も多い団体では900時間を超えるものがあった。これは、県職員の年間勤務時間(40時間/週×52週/年=2,080時間として)の4割を超えるような従事時間数に当たる。このように、県職員の年間勤務時間の4割を超えるような時間であっても他団体事務への従事が認められているのには、従事承認を行う場合、勤務時間の一部が割られることについて、これまで当該団体との関わりや責任の程度において県の本来業務の遂行に支障を来さないか否かを判断してきたが、その判断に必要な具体的な基準が示されることもなく、また、当該職員の従事(予定)時間数を判断の資料として求めることもないままに、承認審査が行われていることに起因していると考えられる。

ウ 県職員の他団体事務への従事に関し団体の業務に着目してみると、「県の本来業務」と同一視できる業務に取り組んでいる団体があり、このような団体では県職員の従事時間が比較的に長いことも認められた。このことは、県が本来行うべき業務を団体の活動を通じて行っているためであり、ある面、やむを得ないことと思われる。一方、本県においては、前述のような業務であってもその業務内容の如何を問わず、県職員が県とは別の組織である他団体の事務に従事する場合、従事承認の手続きを行うこととされ、その効果として、従事承認を受けて当該団体の事務に従事するときには、職務専念義務の免除の承認があったものと同じ取扱いがなされている。

このように、県職員が県の本来業務と同一視できる事務に従事する場合であっても、県とは別の他団体の事務に従事するときには、一様に、職務専念義務の免除の承認と同じ効果が発生する、従事承認の手続きを行わなければならないという制度の運用には、職員の職務上の取扱いとして検討の余地がある。

エ ひとたび他団体事務の従事承認がなされると、従事する県職員が替わっても団体に大きな事情変更がない限り、それ以降、当該団体に係る従事承認の審査が形式的に行われ、実質的に従事承認の手続き自体が形骸化しているように見受けられた。

オ 団体の役員に就任し、又は事務に従事する県職員が、その性格は不明である

が、報酬を受領していた。
表15 県職員一人当たりの年間平均従事時間(団体別)

区 分	団 体 数	構成比%	
		従事者数	時間数
10時間未満	10	19.2	
10時間以上50時間未満	17	32.7	
50時間以上100時間未満	5	9.6	
100時間以上300時間未満	14	26.9	
300時間以上500時間未満	4	7.7	
500時間以上1,000時間未満	2	3.9	
1,000時間以上	0	0.0	
合 計	52	100.0	

(注) 60団体のうち、県職員が役職員として従事している団体数：52団体

【意見】

県職員が他団体事務に従事する場合には、必ず従事承認の手続きを行う必要があるが、多くの県職員が手続きを行っていないことを踏まえ、手続きを行わずに従事している県職員がいる所属にあっては、速やかに手続きを行うよう、所属職員を指導すべきである。

(改善又は検討を要する事項)

ア 県職員が他団体事務に従事する場合、営利企業等従事の許可を受けなければ報酬を得ることができないことから、県は、改めて職員へ制度の周知を図る必要がある。
(資料番号：53)

イ 近年の従事承認の手続きを画面上確認できなかった警察本部を始めとする各執行機関等の管理者にあっては、改めて制度内容を組織内に周知し、県職員が他団体事務に従事する場合には、洩れなく、手続きが行われるよう、徹底すべきである。
(人事G、警務課、教育庁総務企画G)

ウ 社会経済情勢の変化に伴い、県の庁舎内に事務局を置く任意団体が多種多様化し、県の業務との関係や県職員の支援についても様々な形態が見られる中で、本県では昭和52年以来、県職員が他団体の事務に従事する場合には、一律、従

事承認の手続きを行うこととして運用されているが、現在、その取扱いの基準に具体性を欠いていたり、実態を反映していない取扱いが見受けられること、また、従事承認の手続きそのものが形骸化していると認められること等から、取扱いの基準を見直し、実効性のある制度運用が図られるよう検討する必要がある。

3) 団体事務と県の事務との区分

団体事務が県の庁舎内で行われているとしても、団体と県とは別の組織であることから、団体事務が県の事務と明確に区分されて行われているか等について監査を行った。その結果及びそれに対する意見は、次のとおりである。

【結果】

ア 規約・会則等は、60団体全てにおいて整備されていた。

イ なお、団体の設立目的や取り組みべき事業に関する規定が抽象的で分かりにくいものがあった。

ウ 団体の事務は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部の団体には、事務決裁手続きが県の職制で行われたり、団体の業務に関し必要な助言をする「顧問」の立場にある県職員が団体の事務決裁に関わる等の職務と団体事務を混同している例が認められた。

エ 団体の通帳、団体印及び通帳印を他団体事務に従事する以外の県職員が保管・管理する等、県職員と団体職員の立場を混同している例が認められた。

表16 団体の規約等の整備状況 (単位：団体)

区 分	整備済み	未整備	計
規約・会則等	60	0	60
事務決裁規程	5	55	60

【意見】

団体の事務局が県の庁舎内にあつたとしても、団体と県とは別の組織であることを踏まえ、県は、団体の事務を必要以上に支援したり、県の事務と渾然一体として処理することがないよう、職員を指導すべきである。また、県は、事務の執行に必要な規程等の整備について団体を指導すべきである。

4 団体に対する県費支出事務等について

1) 県費支出の状況

県から負担金、補助金等の財政的支援や事務事業の委託を受けている団体は、27団体で、県費支出額の総計は66,854千円となっている。

なお、その種別内訳は、表17のとおりである。

表17 県費支出の状況

(単位：千円)

区 分	負担金		補助金		交付金		委託料		合計	
	回数	金額	回数	金額	回数	金額	回数	金額	回数	金額
10万円未満	6	309	1	76	0	0	0	0	7	385
10万円以上50万円未満	2	406	0	0	0	0	0	0	2	406
50万円以上100万円未満	3	2,099	0	0	0	0	1	682	4	2,781
100万円以上500万円未満	6	14,064	6	12,271	2	2,790	1	4,057	15	33,182
500万円以上1,000万円未満	2	14,998	0	0	0	0	0	0	2	14,998
1,000万円以上	0	0	0	0	0	0	1	15,102	1	15,102
合 計	19	31,876	7	12,347	2	2,790	3	19,841	31	66,854

(注) 県費支出を受けている27団体のうち、2団体が2種類、1団体が3種類の県費支出を受けているため、団体数は延べ数で計上している。

2) 県費支出事務

ア 補助金及び交付金の交付事務

補助金及び交付金の交付事務について、交付要綱等が的確に整備されているか、補助事業等の履行確認、検査は適正に行われているか等を、交付を受けている団体の事業執行状況を確認した上で監査を行った。その結果及びそれに対する意見は、次のとおりである。

【結果】

ア) 県の補助金交付要綱に補助対象事業が定められているものの、その規定の仕方が抽象的で不明確であるため、事務的な経費も含めて補助対象経費として取扱われていた。

イ) 県の補助金交付要綱に再補助を認める規定がないにもかかわらず、補助を受けた団体が地域の類似団体に再補助を行うとともに、県は、その再補助に係る事業実績の確認を行っていない。

ウ) 補助金の交付を受けた団体が補助金を含む予算の一部を傘下の支部に配分したが、県は、支部に配分された予算に係る事業実績の確認を行っていない。

エ) 交付金の交付を受けた団体が当該交付金の一部を傘下の支部に配分したところ、交付基準を定めることもなく市町村へ再交付を行った支部があった。また、県は、支部に配分した交付金に係る事業実績について十分な確認を行っていない。

【意見】
 (改善を要する事項)
 ア) 補助対象事業を、補助金交付要綱に明確に規定すること。

(資料番号：8、9)
 イ) 県が再補助を必要と認める場合には、県の補助金交付要綱に規定して、適正に行うこと。
 (資料番号：9)

ウ) 補助事業等の実績に係る確認は、団体傘下の支部へ配分した予算の執行分も含めて行うこと。
 (資料番号：14)

エ) 県が交付金の再交付を必要と認める場合には、県の交付金交付要綱に規定し、適正に行うこと。また、県は、支部に配分した交付金に係る事業実績について十分な確認を行うこと。
 (資料番号：24)

イ 負担金の支出事務

負担金の支出事務について、その手続きが適正に行われているか、負担金の支出根拠は適切か等を、支出を受けている団体の事業執行状況を確認した上で監査を行った。その結果及びそれに対する意見は、次のとおりである。

【結果】

負担金支出の手續きに関してはおおむね適正に事務処理が行われていたが、負担金の積算根拠が明確に整理されておらず、当該負担金の交付の必要性及び額の妥当性を判断することが困難な事例が見受けられた。

特に、ある団体においては、市長会及び町村会から「翌年度の活動に必要な繰越金を有していることを理由に、市町村の負担金の徴収を認めない。」旨の通知を受け、市町村から会費を徴収しなかったにもかかわらず、県は、負担金支出の必要性を十分検討することなく、例年どおり支出した。

【意見】

負担金の支出は、支出を受ける団体からの請求に基づき、県内部の決裁によって行われるが、県は、積算根拠等判断に必要な資料を団体から求め、負担金の支出の必要性や額の妥当性等を検証しておく必要がある。

(改善を要する事項)

県は、負担金の支出に当たり、その必要性について十分検討し、適切に対応すること。
 (資料番号：1)

ウ 委託料の支出事務

団体への事業委託に伴う委託料の支出事務について、契約の手續きが適正に行われているか、成果の確認及び事後評価は行われているかを、委託を受けている団体の事務執行状況を確認の上で監査を行った。その結果は、次のとおりである。

【結果】

委託料の支出事務について、おおむね適正に事務処理が行われた。

3) 繰越金の状況

県費支出を受けている団体の繰越金の状況について、団体の決算状況や財政支

援の必要性等を踏まえ調査した。その結果及びそれに対する意見は、次のとおりである。

【結果】

県費支出を受けている27団体の繰越金の保有状況は表18のとおりであり、そのうち繰越金を有する団体は24団体、繰越金の総額は23,576千円である。

これらは、各団体が将来の会員数減による収入減に備えるためや特定行事開催に備えるため、あるいは次年度の活動資金の確保ができてきたためや特定資金に充てるため等団体の様々な事情で、予算の一部を翌年度に繰り越している。

これらの団体のうち、県費支出額より繰越金が多いのが9団体、更に繰越金が団体の支出決算額を超えるのが1団体である。

表18 繰越金の状況

区 分	団体数	繰越金額 (単位：千円)	繰越金額≧ 県費支出額 の団体数	うち繰越金 額≧支出決 算額の団体 数	
繰越金なし	3	0	0	0	0
繰越 50万円未満	8	1,009	4	4	0
繰越 50万円以上100万円未満	8	5,380	0	0	0
繰越 100万円以上500万円未満	8	17,187	5	5	1
繰越 あ 500万円以上1,000万円未満	0	0	0	0	0
繰越 り 1,000万円以上	0	0	0	0	0
合 計	27	23,576	9	9	1

【意見】

団体が資金の一部を翌年度へ繰り越すことは、ある程度やむを得ないことと認められる。また、繰越金の是非を論ずる際には、団体の経費節減等の結果と認められる場合もあることから、単に金額の多寡だけを捉えて論ずるべきではないが、団体の繰越金は、会員からの会費やその原資を税とする県や市町村の負担金等の収入から発生するものであることを踏まえ、その額は団体の継続的かつ安定的な運営に必要な程度に止めることが適当と考える。しかし、県等から負担金や補助金

等の財政的支援を受ける団体の中に、多額の繰越金を有する団体が見受けられることから、団体を所管する所属は、財政的支援の必要性等も含めて検証し、慎重に対処すべきである。
(検討を要する事項)

県が厳しい財政運営を強いられている中、多額の繰越金を有する団体が見受けられる実態を踏まえ、県は、財政的支援を受ける団体の繰越金の保有状況等を検証し、負担金、補助金等の財政的支援のあり方を検討すべきである。

(財政G)

5 団体に対する財務指導について

1) 県の団体に対する財務指導の考え方

県の団体に対する財務指導や監査については、基本的に法令の定めや団体との協定等に基づき行うことができる。例えば、県補助金を交付している団体に対しては、県の補助金等の交付等に関する規則に基づき、補助事業等の遂行状況について報告を求め、又は調査を行うことができる等である。

しかし、県職員が従事する団体については、県とは別の組織であるとしても県民には一体のものとして映ること等から、法令等により県に指導監督権限を付与されていない場合であっても、県は、適宜、団体の財務処理が適切に行われるよう指導していく必要があると考えられる。

2) 団体における財務事務の状況

団体の財務事務については、事務処理基準を明確にした上で、正確な事務処理や適切な予算管理等が求められる。このことを踏まえて調査した結果は、次のとおりである。

【調査結果】

ア 団体の経理規程の整備状況は、表19のとおりであり、53団体で規程が整備されずに、事実上、県の会計規則を準用して財務処理を行っていた。

表19 団体の経理規程の整備状況 (単位：団体)

区分	整備済み	未整備	計	備考
経理規程	7	53	60	整備済みには、県規則の準用規定含む。

イ 団体の預金通帳等の管理状況については、表20のとおりであり、預金通帳等を持たない2団体を除き、56団体が施錠可能な場所、残り2団体が一部施錠可能な場所での保管となっている。また、預金通帳と通帳印を同一人が管理している団体が、24団体である。

表20 団体預金通帳等の管理状況

--	--

区分	団体数	預金通帳等を保有する団体	保管場所			通帳・銀行印同一管理
			施錠可能	施錠不可能	一部施錠	
知事部局	47	45	43	0	2	18
企業局	1	1	1	0	0	1
教育委員会	8	8	8	0	0	1
警察本部	4	4	4	0	0	4
合計	60	58	56	0	2	24

ウ 県職員が従事する団体が行う財務事務で、改善検討が必要と思われる処理例団体が行う財務事務の中に、次のとおり改善検討が必要と思われる事務処理が見受けられた。

ア) 多くの団体で、預金通帳と通帳印を、同一人が同一の場所で管理したり、団体印を責任ある立場の者以外の者が管理している。また、これらを施錠しないままで保管したり、一部施錠できない場所に保管したりする事例がある。(資料番号：2、5、6、7、8、9、11、14、15、17、18、20、21、23、24、26、29、30、31、32、36、38、43、49、59、60)

イ) 支払いの了解を口頭で取るなどして、預金の引出しを担当者が行っていないが、預金通帳の名義が担当者名、通帳印も担当者印となっており、担当者が単独で預金を引き出せる状況にある。(資料番号：53)

ウ) 口座振込手数料節約のため、現金払いを常とし、現金を手元に保管している。(資料番号：15)

エ) 常に現金をある程度手元に保管し、必要の都度支出しているが、保管現金管理のための精算確認を行っていない。また、支出調書の決裁を4半期毎にまとめて行っている。(資料番号：60)

オ) 会計処理を行う上で最低限必要と思われる収入・支出調書及び出納簿(現金出納簿)が作成されていない。(資料番号：40)

カ) 団体の事業計画・予算については、意思決定機関である理事会等において、承認を得るのが原則であり、前年度の業務報告・決算については会計年度終了後速やかに承認を受ける必要があるにもかかわらず、理事会等が開催されていない。(資料番号：24)

キ) 会則に監事の規定があり、監事が設置されているが、監査が行われていない。また、会則に監事の規定がなく、監査が行われていない。

(資料番号：24、42)

3) 財務指導の実施状況

県職員が従事する団体への県の財務指導の状況について監査した結果及びそれに対する意見は、次のとおりである。

【結果】

ア 団体の毎年の監査時において内部で事前確認を行ったり、外部機関に確認を依頼したり、団体内部の牽制機能強化の取組みが認められるものの、県の立場から団体に対して財務指導を行っているのは1例のみであった。

イ 県立学校にある団体の会計処理については、教育庁財務会計監察要綱に基づき、3年から5年に一度、教育庁免許財務グループにより監察が実施されている。

表21 財務指導の実施状況

(単位：団体)

区	分	有	無
財	務	指	導
		1	51

(注) 財務指導の対象は、県職員が団体の財務事務に従事している団体とした。

【意見】

団体の財務事務の処理状況をみると、ほとんどの団体で財務処理基準が定められていないばかりか、また、団体の中には予算の決定方法、現金や通帳等の管理方法、事務処理方法等財務会計上の基本的な部分が適切に行われていないことが明らかとなった。これは、団体自体の執行体制に課題があることは勿論であるが、県によって団体に対する指導がほとんど行われていないことにも起因するのではないかと思われる。このような中、教育委員会では、問題意識を持って計画的に関係団体への財務指導を行っている。

そもそも、団体の財務事務の処理方法は、事業内容や予算規模等団体の事情により異なるが、県職員が従事する団体においては、事務処理に関しより高い正確性や透明性が求められることから、当該団体を所管する所属は、団体と必要な協議等を行ったうえで、団体の財務事務に関し必要な指導を行うべきである。

6 団体に対する県の支援等のあり方について

1) 県の支援等に対する基本的な考え方

県の庁舎内に事務局を置く任意団体には、官民一体となって取り組むためのもの、国等への要望活動を行うためのもの、あるいは県の事務事業を支援するためのもので、機動的、効率的に対応するため設立されたものと考えられる。

県とは別の組織である任意団体の事務局を県の庁舎内に置くことは、県の業務と密接な関連があり、県職員が団体の業務に直接、間接に関与することから、効果、効率的に業務を遂行できるという長所がある反面、県の庁舎内にあることから、

県民からは、団体が県と一体のものとして受け止められたり、両者の関係が混同して不明確となることも指摘される。また、県の庁舎内に事務局を置き、県職員が事務従事することは、特定の団体に有形、無形の利益を供与することにもなることから、県の団体に対する支援等は、適切かつ効果的に行うことはもとより、透明性を確保しつつ、必要最小限のものに止めることが求められる。

また、これらの任意団体の中には、設立後の社会経済情勢や行政課題やニーズの変化等とともに、当初の設立目的が一応達成されたもの、あるいは、団体活動が形骸化していたり、ある程度自主的に運営されて県の支援の必要性が低下してきたもの等があるのではないかと考えられる。これらを踏まえ、県は、団体が設立されて一定期間経過した後、県の支援等のあり方について検証を行い、その見直しを行うことも必要である。

2) 県の支援等のあり方についての検討状況

県の支援等のあり方についての検討状況について監査を行ったが、その結果とそれに対する意見は、次のとおりである。

【結果】

県の支援等のあり方についての検討状況をみると、団体を所管する60所属のうち、検討有が半数以下の26所属に止まっている。特に、設立後10年以上経過する団体を所管する50所属においても、検討有とするのは21所属であり、設立後10年以上経過しても所属での見直し検討が進んでいない状況が見受けられる。

表22 団体に対する県の支援のあり方の検討状況

区	分	団体数	検 討 有				検 討 無									
			10年未満	10年以上30年未満	30年以上50年未満	50年以上	10年未満	10年以上30年未満	30年以上50年未満	50年以上						
知	事	部	局	47	4	10	7	2	5	9	9	1				
				知	事	直	轄	1	0	0	0	0	1	0		
				総	務	部		3	0	0	1	0	1	0		
				企	画	調	整	部	6	0	3	0	1	1	0	
				生	活	環	境	部	8	1	3	1	0	0	3	0
				保	健	福	祉	部	8	2	0	2	0	0	0	1

商工労働部	3	0	1	0	0	1	0	1	0
農林水産部	12	1	3	2	0	1	4	1	0
土木部	6	0	0	1	1	1	1	2	0
企業局	1	0	1	0	0	0	0	0	0
教育委員会	8	1	0	1	0	0	2	1	3
警察本部	4	0	0	0	0	0	1	2	1
合計	60	5	11	8	2	5	12	12	5

【意見】

少なくとも設立後10年以上経過した団体においては、設立後の社会経済情勢や行政課題等団体を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、県も一旦立ち止まって今後の団体に対する支援等のあり方について、必要な検討を行うべきである。

3) 今後の県の支援等の必要性

1) の基本的な考え方をもとに現在の組織運営や活動の実態等を確認しながら、監査対象となった60団体に対する今後の県の支援等の必要性について、監査を行った。その結果及びそれに対する意見は、次のとおりである。

【結果】

ア 団体に対する県の支援等の必要性について検討を要するもの

- 福島県少年婦人防火委員会

(消防保安G)

当会は、昭和54年に県下の婦人防火クラブ等の育成・強化のために設立されたが、近年、会議等の開催もなく、県が主催する火災予防絵画・ポスターコンクールの後援に止まり、事実上休眠状態にある。

- 福島県徳農会

(普及教育G)

当会は、平成2年に福島県指導農業士会を退任した者が現役の指導農業士の活動を支援するために設立されたが、指導農業士に対する顕著な支援活動に乏しく、親睦的な活動が主となっている。

- 福島県米消費拡大推進連絡会議

(流通消費G)

当会は、昭和51年から県内を対象として米に対する正しい知識の普及啓発や県産米の消費拡大等の事業に取り組み、一応の成果を上げているが、一方、当会の他に、主たる構成員が共通して、事業活動に類似性を有する団体がある。

- 福島県市町村選挙管理委員会連合会津支部

(会津地方振興局)

当会は、管内の市町村選挙管理委員会を構成員として、主に市町村選挙管

理委員会委員や事務局職員に必要な情報交換や研修等の事業を行っているが、事務局を担う県が会の構成員ではなく、かつ、選挙事務において市町村選挙管理委員会に対する指導監督権限を有していないことや当連合会本部事務局が既に県町村会に移管されている中、県に当会の事務局が置かれている。

- 田村の若い「農」ネットワーク (県中農林事務所田村農業普及所)

当会は、平成7年に青年農業者の皆農意欲の喚起とその自主的な活動を助長するために設立され、当初は、会員(青年農業者)である事務局長のもと田村農業普及所の職員がすべての事務局機能を担っていたが、平成17年から会計事務を会員である青年農業者に委ね、ある程度自立して安定した活動を行っている実態がある。

- 東西しらかわ青年農業者連絡協議会 (県南農林事務所)

当会は、平成9年、白河農業友の会(西白河)と東白川4Hクラブ(東白川)の2つの農業青少年団体の会員を構成員として、福島県青年農業者等育成センターが実施する農業青年クラブ活動育成支援事業のための助成金申請・受入れ団体として設立されたが、現在、会員間の情報交換や現地研修などの自主的な集団活動を通じ、会員である青年農業者の資質の向上を目指そうと種々の事業に取り組んでいる。当会の会員は、それぞれ2つの農業青少年団体の活動を自主的に行っており、当会の運営を主体的に活動し得る状況にある。

- 会津方部青年農業者連絡協議会 (会津農林事務所)

当会は、昭和63年に会津地方(南会津地方を含む。)の青年農業者の自主研修組織として発足し、規約上、事務局を農林事務所に置くこととされているが、現在、すべての事務局機能を会員である青年農業者が担い、自立して安定した活動を行っている実態がある。

- あいつ農業青年クラブ (会津農林事務所)

当会は、昭和48年に会津農林事務所管内の新規就農者等青年農業者の自主研修組織として発足し、規約上、農林事務所に置くこととされているが、現在、すべての事務局機能を会員である青年農業者が担い、自立して安定した活動を行っている実態がある。

- 会津坂下地方生活研究グループ連絡協議会 (会津農林事務所坂下農業普及所)

当会は、昭和48年に管内にある地区生活研究グループの連絡会として発足したが、事務局機能は、構成員がほとんど全ての事務を分担して行っており、自立して安定した活動を行っている実態がある。

イ 任意団体の活動のあり方等について検討を要するもの

- 福島県道路愛護会 (道路企画G)

当会は、昭和41年に地域の道路の清掃、植栽等の道路美化活動を通じて、道路の維持保全に寄与することを目的に設立され、その活動が道路管理者の道路維持管理業務の一部を補完する役割も果たし、その必要性については認

められるものの、会の組織運営や事業活動に、県の業務と渾然一体として処理されている実態がある。

- 『新時代の浜街道』連携推進協議会 (高速道路G)

当会は、平成17年に設立され、規約に「陸前浜街道周辺地域の交流・連携を促進するため、イベント等各種広報、啓発活動を実施する。」と掲げているが、事業目的や取り組みむべき事業が曖昧で、また、当会の活動を見ると、会の活動が県の道路行政にどのような関わり、どのような効果が期待できるのか分かりにくい実態がある。

- 県南地区民生委員協議会長連絡会 (県南保健福祉事務所)

当会は、県南地方の町村地区民生委員協議会の会長を構成員に、各町村民生委員協議会の活動に関する情報交換や研究等を行うために設立され、その意義は認められるものの、その活動が毎年1回の会議及び研修会の開催に止まっている実態がある。

- 柵倉地区職場警察連絡協議会 (柵倉警察署)

当会は、昭和45年に管内の勤労青少年の非行防止と健全育成、暴力行為を排除することを目的として設立され、青少年を多数雇用する事業主と警察との情報交換や非行防止活動を行ってきたが、設立後30年有余を経て社会状況の変化とともに、その対象が勤労青少年の非行防止活動から青少年の非行防止活動を含む地域防犯活動に、また、事業活動も、主に防犯協会や警察が行う活動に協賛することへと当初の目的から事業内容が変容している。

【意見】

(検討を要する事項)

ア 結果のAに掲げる9団体については、事実上休眠状態にあったり、主たる構成員が共通して、事業活動に類似性を有する団体が他に存在したり、また、事務局の移管が相当であると認められる団体があることから、県は、改めて今後の県の支援等のあり方を検討し、団体に対して必要な指導、要請を行うべきである。

(資料番号：13、19、20、32、43、45、47、48、49)

イ 結果のAに掲げる4団体については、活動実態を見ると、活動の必要性が認められるものの県の事務と渾然一体として処理されているもの、活動内容が乏しいもの、活動内容が設立目的から変容しているもの等が見受けられることから、県は、各団体に対し、現在の活動実態を踏まえて、今後の会の活動のあり方・進め方等について改めて検討するよう、必要な指導、要請を行うべきである。

(資料番号：24、27、37、59)

ウ 今回の監査では、監査の対象とした60団体のうち2割を越える13団体に対して、県の支援等のあり方について何らかの検討や見直しを求めたところであるが、このような監査結果となった要因として、行政財産の目的外使用許可や他団体事務の従事承認等団体に対する支援等に関する必要な申請等の手続き指導や審査については関係する部局が個々に行うものの、総合的に任意団体への支援

等の必要性の検討を行っていないことや、また、団体が設立されて、ひとたび県の各種支援等が認められると、それ以降の県の支援等に関する審査が形式的になり、県の牽制機能が十分に発揮されていないことが挙げられるのではないかとと思われる。

よって、団体を所管する所属において、適宜、支援のあり方について検証・検討することは勿論のこと、県は、団体の設立目的や取り組み事業、県施策との関連性などを踏まえながら、設立時や設立後一定の期間経過後に、任意団体に対する県の適切な支援のあり方を総合的に審査・検証する仕組みについて検討すべきである。

(行政経営G)

終わりに

本年度の行政監査は、県の庁舎内に事務局を置く任意団体についてをテーマに、県の執行機関等から報告のあった523団体のうちから60団体を選定し、県の任意団体への支援等の状況や今後の支援のあり方等についての検討状況等について監査を実施した。

今回の監査を通じて、任意団体は、一般的に小規模なため、団体の運営面、経理面において、根拠となる規約等の整備が不十分であったり、事務手続きが簡略化されていたりすることが改めて確認することができた。このようなことは致し方ない面はあるものの、県の庁舎内に事務局を置き、県職員が役員や事務局職員として従事する任意団体については、県民の目に県と一体のものとして映ったり、特定の団体のみが県から利益を享受しているのではないかと受け取られる懸念があること、団体の多くが市町村や県から県民が負担する税を原資とする財政的支援を受けていること等から、県同様に、より一層の透明性の確保や説明責任が求められるものと思われる。

よって、今後、県に事務局を置く任意団体は、これらのことを念頭において、適正な運営に努めるとともに、団体を所管する所属においても指導・監督に当たることを望むものである。

終わりに、今回の監査は県の機関から報告のあった523団体のうち60団体を対象に実施したが、監査対象とならなかった他の任意団体にも、監査を通じて明らかになった見直しや検討を要する点があると思われるので、他の任意団体を所管する所属においても、この機会に見直し・検討を行い、県の任意団体に対する支援等が適切に行われ、もって適正で効果的な団体運営が確保されるよう期待するものである。

(資料)

平成19年度行政監査対象団体一覧

番号	機 関 名	団 体 名	設立後の年数				執務場所 許可 状況	使用 料負担の 状況	管理 経費負担の 状況	専任 職員の有 無	団体 役員 等数	うち 県職 員数	他団体 事務へ の従事 手続き の有無	職員 数	うち 県職 員数	他団体 事務へ の従事 手続き の有無	県費支 出額	負担金	補助金	交付金	委託料
			0～ 9	10～ 29	30～ 49	50以 上															
1	知事公室 (県政広報グループ)	福島県広報協会		○						10	2	○	8	8	○	68	68				
2	企画調整総務領域 (首都機能移転・超学際グループ)	福島県首都機能移転促進県民会議	○							8	2	○	7	7	○	7,596	7,596				
3	地域づくり領域 (地域振興グループ)	21世紀FTT構想推進協議会		○						6	0		6	6	○	2,500	2,500				
4	空港領域 (空港交流グループ)	福島県リニア鉄道建設促進協議会		○						28	7	△6	5	5	○						
5	空港領域 (空港交流グループ)	福島空港利用促進協議会		○				○ 負担		40	5	△4	15	15	○	7,402	7,402				
6	情報統計領域 (電子社会推進グループ)	福島県高度情報化推進協議会		○				○ 負担		21	1	×	5	5	○	73	73				
7	情報統計領域 (統計企画グループ)	福島県統計協会			○			○ 負担		23	3	△1	15	14	○	306	306				
8	県民環境総務領域 (生活交通グループ)	福島県交通安全母の会連絡協議会			○					32	0		7	7	×	5,150		1,093	4,057		
9	県民環境総務領域 (生活交通グループ)	福島県交通対策協議会			○					53	12	×	7	7	×	1,858		1,858			
10	県民環境総務領域 (生活交通グループ)	福島県津線等対策協議会			○					16	1	×	5	5	×						
11	県民環境総務領域 (国際交流グループ)	福島県海外移住家族会			○					55	1	×	5	5	×						
12	文化領域 (県民文化グループ)	“うつくしま、ふくしま。”県民運動推進会議		○						4	0		8	8	○	15,102				15,102	
13	県民安全領域 (消防保安グループ)	福島県少年婦人防火委員会		○						9	4	○	4	4	○						
14	環境保全領域 (一般廃棄物対策グループ)	福島県クリーンふくしま運動推進協議会			○					32	2	○	5	5	○	1,050		1,050			
15	環境保全領域 (水環境グループ)	猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会		○						22	3	×	16	3	○	1,000	1,000				
16	商工総務領域 (総務企画グループ)	福島県国際経済交流推進協議会		○						17	1	○	7	7	○	3,260	40	3,220			
17	地域経済領域 (立地グループ)	福島県企業誘致推進協議会		○						6	1	×	6	6	×	4,000	4,000				
18	地域経済領域 (観光グループ)	福島県山岳連難対策協議会			○					24	9	△7	5	5	○	550	550				
19	経営支援領域 (普及教育グループ)	福島県徳農会		○						7	0		1	1	○						
20	生産流通領域 (流通消費グループ)	福島県米消費拡大推進連絡会議			○					5	1	○	5	5	○	3,408	3,408				
21	生産流通領域 (水田畑作グループ)	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議		○				○ 負担		4	1	○	37	24	○	1,250	1,250				
22	森林林業領域 (治山対策グループ・林道整備グループ)	福島県治山・林道研究会		○						14	14	×	5	5	×						
23	土木総務領域 (用地グループ)	東北地区用地対策連絡会福島県支部			○					18	12	△11	5	5	○						

監査公表第6号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により平成18年度分の財政的援助等についての監査を執行した結果及び同条第10項の規定に基づき意見については、同条第9項の規定により次のとおり公表する。
 平成20年3月18日

1 監査結果
 福島県監査委員 小松山 善 美 夫 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 純 夫
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 福島県監査委員 高 野 宏 之

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
公立大学法人会 津大学	平成19年 11月29日	当大学の資本金19,304,393,953円 について全額出資 公立大学法人運営費交付金 3,347,284,000円 公立大学法人補助金（産学連携プロモーション事業） 8,118,920円 公立大学法人補助金（国際競争力のある地域産業を担う人材育成事業） 1,182,712円 公立大学法人補助金（会津大学短期大学部エシペータ設置事業） 35,313,600円	加 藤 雅 純 夫 高 野 宏 之
福島県土地開発 公社	平成19年 11月27日	当公社の基本金250,860,000円について全額出資 高速自動車道生活再建対策等事業費補助金（常磐自動車道） 33,067,512円 地方職員共済組合（団体共済部） 設立団体負担金 434,887円 土地開発公社事業資金融資債務保証 3,229,085,988円 いわき四倉中核工業団地造成事業 損失補償 313,275,224円	加 藤 雅 純 夫 高 野 宏 之
財団法人福島県	平成19年	当公社の基本財産36,300,000円に	小松山 善 美 夫 継

観光開発公社	11月29日	ついで全額出捐 観光開発公社運営事業補助金 26,645,502円 うつくしま、ふくしま観光地さわやかトイロ普及事業資金貸付金 138,047,900円 県有観光施設管理運営資金貸付金 16,000,000円 観光開発公社事業資金融資損失補償 91,766,300円 天鏡閣指定管理料 26,396,000円 国民宿舎翁島荘指定管理料 0円	高 野 宏 之
財団法人福島県 農業振興公社	平成19年 11月27日	当公社の基本財産589,248,000円のうち474,998,000円の出捐 農地保有合理化事業等運営事業補助金 6,315,272円 農業振興公社合理化促進事業補助金 5,817,297円 ふくしま農業人材育成緊急対策事業補助金 64,763,800円 農地保有合理化促進事業補助金 151,002,000円 農業振興公社運営資金貸付金 1,928,986,000円 農地保有合理化促進事業資金損失補償（一般タイプ他） 220,861,740円 農作業受委託促進特別事業資金損失補償 915,923円 農地保有合理化促進事業資金損失補償（担い手育成資金） 194,851,767円 農地保有合理化促進事業資金損失補償（長期育成資金） 26,962,362円 農業振興公社運営資金損失補償 1,850,986,000円	小松山 善 美 夫 継 高 野 宏 之

社団法人福島県 林業公社	平成19年 11月27日	当公社の基本金31,500,000円のう ち10,000,000円の出資 造林事業補助金 226,294,988円 アカツツ林環境保全向上事業補助 金 20,695,500円 林業基盤整備資金利子助成事業補 助金 16,723,983円 林業公社運営事業補助金 10,123,334円 林業公社事業資金貸付金 3,043,947,269円 林業公社事業資金融資損失補償 2,717,883,269円	小松山 高野宏之
福島県住宅供給 公社	平成19年 11月27日	当公社の基本財産16,000,000円の うち11,000,000円の出資 地方職員共済組合団体共済掛金 地方公共団体負担金 1,452,407円 住宅供給公社事業資金融資損失補 償 700,000,000円	加藤雅美 高野純夫
福島県道路公社	平成19年 11月27日	当公社の基本金1,454,525,000円に ついて全額出資 西吾妻有料道路無料開放に伴う負 担金 90,000,779円 高森熱海有料道路無料開放に伴う 負担金 6,818,319円 磐梯吾妻道路管理運営資金貸付金 116,959,000円 福島空港道路管理運営資金貸付金 133,760,000円 西吾妻有料道路無料開放資金貸付 金 621,558,863円 高森熱海有料道路無料開放資金貸 付金 1,149,123,187円 道路公社運転資金貸付金 80,000,000円 道路公社事業資金融資債務保証 3,993,800,000円	小松山 高野宏之
財団法人福島県 下水道公社	平成19年 11月28日	当公社の基本財産68,850,000円の うち34,500,000円の出捐 下水道公社下水道促進事業負担金 1,080,000円 阿武隈川上流域下水道(県北処 理区)管理委託 610,451,567円 阿武隈川上流域下水道(県中処 理区)管理委託 1,323,334,639円 阿武隈川あだたら流域下水道(二 本松処理区)管理委託 146,213,518円 大滝根川流域下水道(田村処理区) 管理委託 61,664,118円	小松山 高野宏之
財団法人福島県 電源地域振興財 団	平成19年 11月27日	当財団の基本財産30,000,000円に ついて全額出捐 電源地域振興・「スポーツの里づ くり事業」補助金 9,492,056円 電源地域振興・広報交流事業補助 金 15,407,700円 電源地域振興・産業基盤整備支援 事業補助金 444,103,125円 電源地域振興・原子力等立地地域 振興支援事業補助金 91,067,000円 電源地域振興・水力発電施設等立 地地域振興支援事業補助金 89,377,833円	小松山 高野宏之
財団法人ふくし まフォレスト・ エコ・ライフ財 団	平成19年 11月30日	当財団の基本財産220,000,000円に ついて全額出捐 森林総合利用対策事業補助金「ふ くしま県民の森林利用料金減免補助 事業(平成17年度実績分)」 3,110,000円 森林総合利用対策事業補助金「ふ くしま県民の森林利用料金減免補助 事業(平成18年度実績分)」 3,388,075円	加藤雅美 高野純夫

			ふくしま県民の森指定管理料 47,200,000円				
財団法人福島県国際交流協会	平成19年11月28日	当協会の基本財産625,412,468円のうち373,000,000円について出捐 国際交流協会補助金 24,278,000円	小松山 野 宏 之 高 野 宏 之	藤 雅 美 高 純 夫			
財団法人福島県総合社会福祉基金	平成19年11月27日	当基金の基本財産3,829,850,785円のうち2,493,567,656円について出捐	加 野 高 純 美 高 野 宏 之	藤 雅 美 高 純 夫			
財団法人福島県きのこ振興センター	平成20年1月22日	当センターの基本財産300,000,000円のうち180,000,000円について出捐 きのこ振興センター運営費補助金 10,413,177円	加 野 高 野 宏 美 高 野 宏 之	藤 雅 美 高 純 夫			
財団法人福島県私立学校教職員退職金財団	平成19年12月20日	私立学校教職員退職手当資金給付 事業費補助金 164,686,000円	加 野 高 野 宏 美 高 野 純 夫	藤 雅 美 高 純 夫			
社団法人福島県トラック協会	平成20年1月28日	運輸事業振興助成交付金 425,667,000円	加 野 高 野 純 美 高 野 純 夫	藤 雅 美 高 純 夫			
社団法人福島明星厚生学院	平成19年11月28日	看護師等養成所施設整備費補助金 240,660,000円 中心市街地再生促進事業補助金 20,000,000円 看護師等養成所初年度設備整備費補助金 10,001,000円 看護師等養成所運営費補助金 8,515,000円	加 野 高 野 純 美 高 野 純 夫	藤 雅 美 高 純 夫			
福島県中小企業団体中央会	平成19年11月30日	中小企業連携組織対策事業費補助金 146,426,000円 専門家活用経営支援事業費補助金 1,200,000円 中小企業団体中央会運営費補助金 8,500,000円	小松山 野 宏 之 高 野 宏 之	藤 雅 美 高 純 夫			
社団法人福島県青果物価格補償協会	平成20年1月28日	青果物価格安定資金造成事業補助金 90,815,000円 特定野菜価格安定資金造成事業補助金 38,919,000円 加工原料用果実価格安定資金造成事業補助金 2,797,000円 野菜生産出荷安定資金造成事業補助金 97,130,000円	加 野 高 野 純 美 高 野 純 夫	藤 雅 美 高 純 夫			
社団法人福島県観光連盟	平成19年12月20日	観光連盟事業補助金 51,478,000円 観光旅行定着化モデル事業補助金 93,000円 情報提供発信体制整備事業補助金 10,000,000円 うつくしま観光誘客プログラムセッション事業負担金 24,098,000円	加 野 高 野 純 美 高 野 純 夫	藤 雅 美 高 純 夫			
学校法人温知会	平成20年1月28日	私立学校運営費補助金（一般補助） 141,750,000円 私立高等学校等授業料軽減事業補助金 6,648,800円 結核予防事業費等補助金 65,935円 看護師等養成所運営費補助金 17,992,000円	小松山 野 宏 之 高 野 純 美	藤 雅 美 高 純 夫			
学校法人昌平豊	平成20年1月24日	私立学校運営費補助金（一般補助） 138,118,000円 私立学校運営費補助金（一般補助） 2,341,000円 私立学校運営費補助金（一般補助） 16,546,000円 私立学校運営費補助金（一般補助） 24,374,000円 幼稚園 私立学校運営費補助金（教育改革推進特別補助） 1,500,000円 私立学校運営費補助金（教育改革推進特別補助） 60,000円	加 野 高 野 純 美 高 野 純 夫	藤 雅 美 高 純 夫			

			私立高等学校等授業料軽減事業補助金 13,075,000円 私立幼稚園子育て支援推進事業補助金 920,000円 私立幼稚園同時在園児保育料軽減事業補助金 100,800円						
社会福祉法人啓和会	平成20年1月24日	老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費負担(補助)金 168,327,000円 児童福祉施設整備資金利子補給金 671,000円 老人福祉施設整備資金利子補給金 4,072,000円	小松山 高 善 純 夫 継						
社会福祉法人天心会	平成20年1月24日	老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費負担(補助)金 263,899,000円 老人福祉施設整備資金利子補給金(啓愛ライラ) 1,886,000円 老人福祉施設整備資金利子補給金(ハッピーランドやまど) 1,631,000円 軽費老人ホーム事務費補助金 15,134,000円	小松山 高 善 純 夫 継						
社会福祉法人郡山コスモス会	平成20年1月22日	精神障がい者社会復帰施設等運営事業費補助金(生活訓練施設) 32,449,000円 精神障がい者社会復帰施設等運営事業費補助金(通所授産施設) 22,557,000円 精神障がい者社会復帰施設等運営事業費補助金(地域生活支援センター) 10,416,000円 地域生活支援基盤整備事業補助金 6,659,000円	加 藤 藤 雅 美 高 野 宏 之						
社会福祉法人あ	平成20年	老人福祉施設整備資金利子補給金	小松山 高 善 純 夫 継						
だち福祉会	1月23日	(あだたら荘) 老人福祉施設整備資金利子補給金(ぼたん荘) 5,259,000円 保護施設等施設整備資金利子補給金 2,740,000円 軽費老人ホーム事務費補助金(芳菊苑) 16,362,000円 軽費老人ホーム事務費補助金(なごみ苑) 15,176,000円 精神障がい者社会復帰施設等運営事業費補助金 21,927,000円 結核予防事業費等補助金 100,570円	小松山 高 善 純 夫 継						
社会福祉法人福島県社会福祉事業団	平成20年1月22日	浪江ひまわり荘指定管理料 34,390,000円 ばんだい荘わかば指定管理料 21,256,000円 ばんだい荘あおば指定管理料 17,124,000円 からまつ荘指定管理料 47,603,000円 さつき荘指定管理料 0円 ひばり寮指定管理料 109,610,000円 きびたき寮指定管理料 20,904,000円 矢吹しらうめ荘指定管理料 48,980,000円 矢吹しらうめ通勤寮指定管理料 20,026,000円 けやき荘指定管理料 77,987,000円 かしわ荘指定管理料 87,450,000円 かえで荘指定管理料 77,865,000円 太陽の国病院指定管理料 112,835,000円 勤労身体障害者体育館指定管理料 2,593,000円 太陽の国厚生センター指定管理料	小松山 高 善 純 夫 継						

		6,520,000円	
財団法人物産プラザふくしま	平成19年11月29日	観光物産館指定管理料 21,581,000円	小松山 善之 高野 宏之
財団法人福島県都市公園・緑化協会	平成19年11月30日	あづま総合運動公園指定管理料 595,159,000円 あづま総合運動公園クワイミングウォール指定管理料 451,500円 福島空港公園指定管理料 114,300,000円 逢瀬公園指定管理料 22,662,000円 総合緑化センター指定管理料 41,040,000円	小松山 善之 高野 宏之

以上の28法人に対する県の財政的援助等に係る出納その他の事務の監査結果は、適正に執行されたものと認められた。

監査対象法人等	執行年月日	監査の対象	担当監査委員
公立大学法人福島県立医科大学	平成19年11月28日	当大学の資本金29,454,290,609円 について全額出資 公立大学法人運営費交付金 6,790,554,000円 医師派遣事業交付金 197,711,000円 緊急被災く医療施設等事業費補助金 5,376,450円 感染症指定医療機関運営事業費補助金 8,699,764円 公立大学法人貸付金 597,000,000円	小松山 善之 高野 宏之

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
(所管部局 総務部、保健福祉部)
「指導事項」

・収益の計上に適切でないものがある。
(補助金額が過大計上となっている。)
・通動手当の支給に適切でないものがある。
(14,400円が不足支給となっている。)

監査対象法人等	執行年月日	監査の対象	担当監査委員
財団法人福島県産業振興センター	平成19年11月29日	当センターの基本財産2,752,427,437円のうち1,722,999,000円の出捐 経営支援プラザ等運営事業費補助金 130,808,061円 うつくしまプラットホーム推進事業費補助金 12,100,066円 専門家活用経営支援事業費補助金 8,606,350円 ベンチャー企業等総合支援事業費補助金 7,028,387円 中心市街地商業活性化推進事業費補助金 5,000,000円 小規模企業者等設備資金貸付事業運営費補助金 6,074,362円 小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金 8,981,000円 下請中小企業振興事業費補助金 51,318,519円 新産業創出・中小企業技術支援対策費補助金 1,250,000円 技術支援事業運営費補助金 65,967,517円 うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト事業費補助金 99,384,250円 知的財産戦略支援事業費補助金 2,894,972円 創造的中小企業創出支援割賦・リース原資資金貸付金 6,255,000円 創造的中小企業創出支援基金造成資金貸付金 12,442,000円 中心市街地商業活性化推進資金貸	小松山 善之 高野 宏之

付金 小規模企業者等設備導入資金貸付金 2,200,000,000円 小規模企業者等設備導入資金損失補償 2,367,305,750円 540,925,000円 中小企業振興館(起業支援室を除く)指定管理料 88,291,033円 ハイテクプラザ(一部)指定管理料 9,659,000円 産業交流館指定管理料 100,405,123円	
--	--

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
(所管部局 商工労働部)

「指導事項」

- ・ 寄付行為に適切でないものがある。
(寄付行為に事業活動を行っている上海事務所の記事がない。)
- ・ 委託業務の履行確認に適切でないものがある。
(委託業務完了報告書の提出がない。)

監査対象法人等 財団法人福島県文化振興事業団	執行年月日 平成19年11月28日	監 査 の 対 象 当事業団の基本財産2,000,000円について全額出捐 文化センター利用料金免除事業補助金 12,810,000円 文化振興事業団運営費等補助金 85,458,260円 文化財センター整備事業費補助金 36,906,852円 文化センター指定管理料 262,050,500円 文化財センター白河館指定管理料 253,887,000円	担当監査委員 加藤 雅 美 高 純 夫
---------------------------	----------------------	---	---------------------------

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

(所管部局 教育庁)

「指導事項」

- ・ 会計区分の仕訳に適切でないものがある。
(受取利息の受入先会計区分が誤っている。)
- ・ 資金前渡の事務手続に適切でないものがある。
(研修会負担金の精算手続がなされていない。)
- ・ 超過勤務手当の支給に適切でないものがある。
(19,090円が不足支給となっている。)

監査対象法人等 財団法人ふくしま海洋科学館	執行年月日 平成20年1月24日	監 査 の 対 象 当館の基本財産150,000,000円について全額出捐 利用料金免除事業補助金 60,000,000円 ふくしま海洋科学館指定管理料 564,820,000円	担当監査委員 加藤 雅 美 高 野 宏 之
--------------------------	---------------------	--	-----------------------------

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
(所管部局 教育庁)

「指導事項」

- ・ 契約等の事務手続に適切でないものがある。
(水槽施設工事に係る設計単価の根拠が不明確及び単独随意契約の理由が希薄である。)

監査対象法人等 財団法人福島県保健衛生協会	執行年月日 平成19年11月30日	監 査 の 対 象 当協会の基本財産250,000,000円のうち70,000,000円の出捐	担当監査委員 加藤 雅 美 高 純 夫
--------------------------	----------------------	--	---------------------------

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
(所管部局 保健福祉部)

「指導事項」

- ・ 事務事業の執行体制に適切でないものがある。
(必置制としている専務理事が選任されていない。)

- ・検査・検査機器などの什器備品の購入手続に適切でないものがある。
(協会の経理規程に定める方法に拠らず、単独随意契約により購入している。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
財団法人福島県 体育協会	平成19年 11月27日	保健・体育・スポーツ関係団体運 営事業費補助金 5,000,000円 双葉地区教育構想推進事業費補助 金 19,134,000円 体育・スポーツ振興事業費補助金 249,516,648円 2009年FISフリースタイルスキー 世界選手権猪苗代大会開催事業費 補助金 42,106,731円 泉崎国際サイクルスタジアム補助 金 2,422,000円 うつくしま広域スポーツセンター 負担金 73,222,414円	加藤 雅美 高 純 夫

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
(所管部局 教育庁)
「指導事項」
・工事の変更契約に適切でないものがある。
(請負業者の見積書をそのまま変更請負代金算出の設計書としている。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
2009年FISフリース タイルスキー 世界選手権猪苗 代大会組織委員 会	平成20年 1月22日	2009年FISフリースタイルスキー 世界選手権猪苗代大会開催事業補 助金 27,000,000円	加藤 雅美 高 純 夫

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適
正な事務処理に努めるよう指導した。(所管部局 教育庁)

- 「指摘事項」
事務事業の計画的執行に欠け適切でないものがある。

「事実」
組織委員会の平成18年度事業の当初計画において対象外であった、モーグル、デ
ュアルモーグルの種目が事業対象に組み入れられ事業内容も大きく変更されたことか
ら、本来は、事業計画変更及び補正予算の措置について組織委員会決議で議決すべ
きところ、その手続を行わず事業を実施している。
「是正、留意・改善の意見」
事業実施に当たっては、関係規程に基づき計画的かつ適正に行うこと。

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
学校法人福島文 化学園	平成20年 1月28日	私立学校運営費補助金(一般補助) 90,238,000円 私立幼稚園子育て支援推進事業補 助金 4,210,000円 私立幼稚園心身障がい児教育費補 助金 7,840,000円 私立幼稚園同時在園児保育料軽減 事業補助金 675,283円	小松山 善 高 純 夫

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
(所管部局 総務部)
「指導事項」
・補助対象経費に適切でないものがある。
(補助対象外経費を含めて申請手続をしている。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
学校法人今泉学 園	平成19年 12月20日	私立専修学校運営費補助金 3,256,000円 私立学校運営費補助金(一般補助) 96,168,000円 私立幼稚園子育て支援推進事業補 助金 3,030,000円 私立幼稚園心身障がい児教育費補	小松山 善 高 純 夫

助金	4,704,000円	
私立幼稚園同時在園児保育料軽減 事業補助金	775,183円	
私立高等学校等授業料軽減事業補 助金	1,626,000円	

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
(所管部局 総務部)
〔指導事項〕
・補助金に係る会計処理に適切でないものがある。
(補助金の受入科目が適正でない。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
学校法人専念寺 学園	平成20年 1月22日	私立学校運営費補助金(一般補助) 94,716,000円 私立幼稚園子育て支援推進事業補 助金 3,510,000円 私立幼稚園心身障がい児教育費補 助金 3,136,000円 私立幼稚園同時在園児保育料軽減 事業補助金 128,450円	小松山 善 継 音 高 純 夫

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
(所管部局 総務部)
〔指導事項〕
・給与の支給に適切でないものがある。
(策定した給料号俸表の適用を行っていない。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
社会福祉法人福 島県社会福祉協 議会	平成19年 11月28日	福祉活動指導員及び事務職員設置 事業費補助金 72,108,000円 地域福祉権利擁護事業補助金 26,099,000円	加 藤 雅 美 音 高 純 夫

ボランティアセンター事業補助金	19,431,000円	
長寿社会推進センター運営費補助 金	31,279,000円	
運営適正会員設置運営事業補助金	4,740,000円	
生活福祉資金貸付事業推進事務費 補助金	15,918,000円	
第60回社会福祉大会主催者負担金	200,000円	

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
(所管部局 保健福祉部)
〔指導事項〕
・助成金の支出事務に適切でないものがある。
(助成金の実績報告書の提出がなく、精算行為がされていない。また、支給根
拠や事務手続等を定めた要綱、要領が制定されていない。)
・予算の執行に適切でないものがある。
(郵便切手等を補助事業完了間際の年度末に購入し、翌年度に繰り越している。)
・補助金の実績報告に適切でないものがある。
(補助金の実績報告額に誤りがある。)
・社会福祉大会における負担金収入事務に適切でないものがある。
(大会参加費の収入金額が関係資料により確認できない。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
社会福祉法人田 村福祉会	平成20年 1月23日	老人福祉施設整備資金利子補給金 (こまち荘) 147,000円 老人福祉施設整備資金利子補給金 (都路まどか荘) 1,537,000円 老人福祉施設整備資金利子補給金 (船引こぶし荘) 5,355,000円 老人福祉施設整備資金利子補給金 (ときわ荘) 221,000円 軽費老人ホーム事務費補助金 16,337,000円 老人福祉施設等施設整備費及び設	小松山 善 継 音 高 純 夫

整備備費負担（補助）金	81,507,000円
-------------	-------------

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 (所管部局 保健福祉部)
 「指導事項」
 ・補助金に係る会計処理に適切でないものがある。
 (補助金の受入科目が適正でない。また、精算分が未収金として計上されていない。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
社会福祉法人雄峰福祉社会	平成20年1月23日	老人福祉施設等施設整備備費及び設備整備費負担（補助）金 155,790,000円	加藤 雅 美 高 野 宏 之

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 (所管部局 保健福祉部)
 「指導事項」
 ・補助金に係る会計処理に適切でないものがある。
 (補助金が未収金として計上されていない。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構	平成19年11月30日	男女共生センター指定管理料 254,465,699円	加藤 雅 美 高 野 純 夫

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 (所管部局 生活環境部)
 「指導事項」
 ・県から受託した事業の成果について、適切でないものがある。
 (委託業務成果報告書において研究内容の成果報告がなされていない。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
社団法人福島県盲人協会	平成20年1月28日	点字図書館指定管理料 35,862,600円	小松山 善 継 高 野 純 夫

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 (所管部局 保健福祉部)
 「指導事項」
 ・公の施設の管理（指定管理）に適切でないものがある。
 (基本協定書に基づき作成すべき基準等が作成されていない。)
 ・公の施設の管理（指定管理）に係る経費の収支状況報告に適切でないものがある。
 (計数の誤った決算を基に収支状況報告がなされている。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
特定非営利活動法人福島県ベンチャー・SOHO・テレワークー共働機構	平成20年1月28日	中小企業振興館（起業支援室）指定管理料 23,026,000円	加藤 雅 美 高 野 宏 之

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 (所管部局 商工労働部)
 「指導事項」
 ・公の施設の管理（指定管理）に適切でないものがある。
 (基本協定書に基づき作成すべき規程等が作成されていない。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
財団法人猪苗代町振興公社	平成19年12月20日	昭和の森指定管理料 15,184,000円	小松山 善 継 高 野 宏 之

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善しよう指導した。
 (所管部局 農林水産部)
 「指導事項」
 ・ 昭和の森の管理業務 (指定管理) に係る経費の収支状況報告に適切でないものがある。
 (収支状況報告の経費が過大に計上されている。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
小名浜リゾート株式会社	平成19年12月20日	小名浜リゾート施設指定管理料 2,714,000円	加藤 雅美 高野 宏之

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善しよう指導した。
 (所管部局 土木部)
 「指導事項」
 ・ 公の施設の管理 (指定管理) に適切でないものがある。
 (基本協定書に基づき作成すべき規程等が作成されていない。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
財団法人福島県自然の家	平成20年1月23日	相馬海浜自然の家指定管理料 129,983,000円 いわき海浜自然の家指定管理料 173,751,000円 郡山自然の家指定管理料 126,206,000円 会津自然の家指定管理料 144,638,000円	加藤 雅美 高野 宏之

- 検討事項としたものは下記のとおりである。
 (所管部局 教育庁)
 ・ 会計処理の手続について、検討を求めた。
 郵便振替による施設使用料の郵便振替手数料について、各自然の家により異なる取扱いとなっている。
 利用者に対する公平の観点から振替手数料の負担について検討を要する。

2 意見

[知事部局]

- (1) 指定管理者による公の施設の管理について、受託事業としての成果確認が十分であるもの、事業経費の収支状況報告が適切でないもの、基本協定書に基づいて作成すべき規程等が整備されていないもの等が認められたので、今後は毎年度の事業報告書等に基づき、管理運営状況の把握及び取組実績の評価を協定当事者としての確に行うとともに、当該団体に対しては必要に応じ実地調査を行うなど履行確認を徹底されたい。

なお、今後の指定管理者の更新に当たっては、住民サービスの向上及び経費の節減など、施設管理のより効果的・効率的な在り方について、検証・見直しを行うよう併せて要望する。

- (2) 公社等外郭団体 (以下「公社等」という。) については、個々の見直しは実施されているが、職員の年齢構成の偏りや業務の見直しなどにより組織運営や職員処遇に課題のある公社等もあるため、公社等全体を横断的に捉えた視点から、業務・人員体制について適切に助言・指導を行うよう努められたい。

[教育庁]

- (1) 補助金に係る事業計画に関して、適切な対応がなされなかったものが認められたことから、今後は的確な事務事業の執行に当たるとともに、当該団体に対しては、関係規程に基づき計画的かつ適正に事業を実施するよう、指導を徹底されたい。

- (2) 指定管理者による公の施設の管理について、契約等会計処理に不適切なものが認められたので、今後当該団体に対して指導を徹底されたい。

なお、今後の指定管理者の更新に当たっては、同制度適用の是非並びに住民サービスの向上及び経費の節減など、施設管理のより効果的・効率的な在り方について、検証・見直しを行うよう併せて要望する。

監査公表第7号

平成20年2月15日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成20年3月18日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加藤 雅美
 福島県監査委員 高野 宏之
 福島県監査委員 高野 宏之
 19 財 第 7171 号

平成20年 2月22日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美 様
 福島県監査委員 音 高 純 夫
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県知事 佐 藤 雄 平 印

定期監査の結果について (通知)
 平成20年 1月31日付け19福監第689号で報告あったこのことについて、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

- 1 監査対象
 総務部相双地方振興局
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>産業廃棄物収集運搬業の許可事務の手續に適切でないものがある。</p> <p>【事実】 平成16年 3月 5日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑を受けた有限会社甲に対し産業廃棄物収集運搬業の許可について取消処分を行ったにもかかわらず、事業者台帳等への記載を失念していたため、平成18年 4月21日に更新手續の通知を行った。</p> <p>平成18年 9月 4日に更新申請書が提出され、審査を行ったところ、罰金刑を受けている事実が確認された。申請手数料(73,000円)については、本庁において平成18年12月 5日に還付手續がとられた。</p> <p>【是正・改善等の意見】 産業廃棄物収集運搬業の許可の事務執行に当たっては、事業者に関する情報の共有化を徹底するとともに内部チェック機能を強化すること。</p>	<p>産業廃棄物収集運搬業の許可事務については、台帳の再点検を行い、誤記載がないことを確認するとともに、複数職員でチェックする形に体制を整備し、実施しているところであります。</p> <p>今回の指摘を受け、これらに加えて、処理業者等に関する情報の一元管理を行う産業廃棄物処理業者等情報管理システムの運用準備作業を行っており、この中で情報の共有やデータのチェックが図られるような運用要領を本庁で作成することとしております (平成19年12月 3日～(試験運用))。</p> <p>今後は、このようなことのないよう事務の適正な執行に努めます。</p>

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
 農林水産部農業総合センター
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>農産物売払代金収入の測定事務に適切でないものがある。</p> <p>【事実】 浜地域研究所においては、甲農業協同組合と平成18年度産米の穀類販売契約を締結し、12月28日に「ひとめぼれ(1等米)」108袋(30kg/袋)を引き渡し、同日売払代金の収入測定(金額708,696円)を行ったが、甲に対して発行すべき納入通知書を職員A宛てに発行した上、当該通知書を甲に送付した。甲は当該通知書により代金を納付した。</p> <p>また、有限会社乙商店に対しても「コシヒカリ」ほか1,727kgの米穀を引き渡し、収入測定(金額265,950円)を行ったが、同様に職員A宛てに納入通知書を発行・送付し、乙は当該通知書により代金を納付した。</p> <p>【是正・改善等の意見】 農産物売払代金の収入測定に当たっては、納入義務者等必要事項について十分に確認を行うとともに内部チェックの徹底を図ること。</p>	<p>納入義務者等必要事項の調査決定を確実にを行うため、内部チェックを複数の職員で行うことになりました。</p> <p>今後は、収入事務の適正な執行に努めます。</p>

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
 農林水産部農業総合センター
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>委託料の支出に係る事務処理に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 残留農薬分析機器の保守点検業務は、委託料を2分の1ずつ2期に分けて支払う契約としていたが、このうち第2期分について、業務の履行を確認したものの、支出手続を行わないまま出納整理期間を経過したため、当該年度予算による支払いが不能となり、平成19年5月25日に過年度支出している。</p> <p>業務名 トリゾルステージ四重極GC/MS/MS装置 保守点検業務委託 契約額 1,890,000円 契約期間 平成18年4月1日～平成19年3月31日 当該年度支払額 (第1期支払分) 945,000円 (平成18年11月9日支払) (第2期支払分) 945,000円 (平成19年5月25日支払)</p> <p>「是正・改善等の意見」 委託料の支出に係る事務処理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制の強化を図ること。</p>	<p>支出状況について、複数の職員により確認することとし、チェック体制を強化しました。</p> <p>今後は、支出事務の適正な執行に努めます。</p>

1 監査対象

定期監査に係る措置状況について

2 農林水産部農業総合センター
指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>通勤手当の支給に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 職員A他3名に係る通勤手当について、高速自動車国道を利用しない日数が1月の勤務を要する日のうち7日を超えているにもかかわらず、高速自動車国道等利用職員とした通勤手当額を支給している。</p> <p>正当支給額 149,300円 既支給額 310,737円 過支給額 161,437円</p> <p>「是正・改善等の意見」 通勤手当の支給に当たっては、支給要件を十分確認の上、適正に行うこと。</p>	<p>支給内容を精査確認し、平成19年12月27日までに返納処理を行いました。</p> <p>今後は、確認行為を確実にを行い、支給事務の適正な執行に努めます。</p>

定期監査に係る措置状況について

1 監査対象

土木部相双建設事務所

2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>契約の事務手続に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 電源立地促進工事（道路改良工事）において、平成18年8月28日付で当初請負額21,000,000円で契約した。その後、平成19年2月5日付で、家屋への進入路を変更計上するなどの理由で設計変更を行っ</p>	<p>契約の変更につきましては、今後とも現地の精査に基づき、適正な設計・積算に努めるとともに、事業推進のための追加工事は新たな発注を原則とし、より一層の競争性、透明性の確保に努めます。</p>

た結果、道路改良工事の変更増額分を含め変更請負額が31,030,650円に増額された。

この進入路工事は道路改良工事との距離が相当程度離れており、本道路改良工事との契約の一体性がないものであり、本来別途契約とすべきところを設計変更で処理している。

「是正・改善等の意見」
契約（設計図書の変更）の事務手続に当たっては、変更の内容、規模等を勘案し、適正に行うこと。

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
土木部いわき建設事務所
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
河川占用許可に係る事務処理に適切でないものがある。	1 乙株式会社に対する許可が二重になされていることが判明したため、平成19年10月30日付で許可取消を行いました。 (取り消した許可) ・平成18年4月1日付福島県指令い建第12-175号 ・平成18年4月1日付福島県指令い建第12-177号
〔事実〕 飯川及び新川外7河川に係る甲株式会社及び乙株式会社に対して既に許可している光ケーブルについて、甲株式会社から乙株式会社への光ケーブル事業移管に伴う河川法上の事務手続において、平成19年3月に決裁日を平成18年4月1日に遡及し、重複した占用許可及び工作物の新築等許可を行い、占用料も重複して納入させた。	2 許可取消により生じた過納金（78,250円、18,000円）については、許可取消と同時に平成19年10月30日付で戻出命令を行い
(飯川) 許可日 許可期限 占用料	
ア 甲株式会社 平成12年 平成22年3月31日 0円 7月31日 (持ち分192.5%/200.0%)	
イ 乙株式会社 平成12年 平成22年3月31日 78,250円	

7月31日 (持ち分8.5%/200.0%)		
ウ 乙株式会社 平成18年 平成28年3月31日 200.0% 4月1日 78,250円		3 過納金に対する還付加算金（1,500円）については、平成20年1月11日付で支出命令を行いました。
ア・イとウが重複している。 (新川外7河川) 許可日 許可期限 占用料		
エ 甲株式会社 平成11年 平成20年3月31日 0円 3月17日 (持ち分592.5%/600.0%)		今後は、占用許可申請内容及び許可状況を十分に確認し、関係規程に基づき適正な事務処理に努めます。
オ 乙株式会社 平成11年 平成20年3月31日 18,000円 3月17日 (持ち分8.5%/600.0%)		
カ 乙株式会社 平成18年 平成28年3月31日 600.0% 4月1日 18,000円		
エ・オとカが重複している。		
「是正・改善等の意見」 河川占用許可に係る事務処理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに許可状況を十分確認すること。		

監査公表第8号

平成20年2月15日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。
平成20年3月18日

福島県監査委員 小松山 善 継
福島県監査委員 加 藤 雅 美
福島県監査委員 音 高 純 夫
福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県監査委員 小松山 善 継
福島県監査委員 加 藤 雅 美
福島県監査委員 音 高 純 夫
福島県監査委員 高 野 宏 之

19 教 総 第 1189 号
平成20年2月27日

福島県教育委員会委員長 ㊦

定期監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成20年 1月31日付け19福監第689号で報告のありました定期監査の結果については、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 監査対象公所
相馬農業高等学校 (指摘)
- 2 指摘事項及び措置の状況について
別紙のとおり
相馬農業高等学校

(別紙)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>○指摘事項 (その他の収入事務) 現金の取扱事務に適切でないものがある。</p> <p>(事実の概要) 現金の収納に十分な注意を払わなかったため、現金等納付書により、「3年生の7・8月分の授業料」として18,600円が誤って二重に納入された形となっているが、会計帳票及び保護者への調査によっても納入者の確認ができないままとなっている。</p> <p>(是正、留意・改善の意見) 現金の取扱事務に当たっては、関係規程により適正に行うとともに、内部でのチェック体制の徹底を図ること。</p>	<p>現金の取扱いに当たっては、関係規程に基づき適正な執行を図るとともに、複数の職員により、関係帳票、金額、処理日の確認を行うなどのチェック体制を徹底します。</p> <p>授業料については、収入済通知書と現金納付書の突合、保管現金の確認等を徹底して行うこととしました。</p> <p>また、二重納入された形となっている収入18,600円については、引き続き納入者の調査を進め、納入者が判明した時点で返還することとします。</p>